

認定 NPO 法人アンダーウオータースキルアップアカデミー入会のご案内

当法人は水難事故発生時に、訓練された民間ダイバーが救援・救助活動に参加することにより、地域の安全と安心に貢献することを主な目的として H. 21 年 6 月に認証されました。さらに H. 26 年 10 月には認定 NPO 法人として認定されました(静岡県知事が認定した最初の認定 NPO 法人です)。

これまで民間団体として救援・救助活動や東日本大震災後の復興支援活動を行ってきましたが関係機関との事前の連携不足による活動の制限、メンバーの補償等の課題に直面してきました。これらの課題を1つずつ解決することで会員の皆様が安心して活動に参加できるよう体制の構築を進めてきました。

1. 今後の災害発生に備え、H. 27 年 4 月から伊東市社会福祉協議会に団体としてボランティア登録をしています。当法人の復興支援をはじめとした活動中はもちろんですが社会福祉協議会に届け出た活動中等は補償対象となるボランティア活動保険に会員は加入しています。当保険で死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険料、通院保険金、葬祭費用保険金、賠償責任保険金等が補償されています。

2. 上記 1 の対象外となる海難救助(生存している可能性のある事故者の救助)については損保ジャパン日本興亜の傷害総合包括保険契約に加入して、こちらで死亡・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金が補償されています。

3. 第三管区海上保安本部の推薦で H. 28 年 1 月より「静岡地区水難救済会 ICS 救難所ダイビング安全推進部」として水難救済会の支部となりました(H. 28 年 4 月 16 日～水難救済会の救難所となる予定です)。会員は救助員として登録され救援時の補償として療養補償、傷害補償、介護保障、休業補償、遺族補償、葬祭補償が受けられますが、これらの補償を厚くするために互助会にも登録しています。また救助出動時の報奨金制度もあります。

当法人の活動や組織概要につきましては当法人の HP(www.npo-uwsua.org)をご覧ください。なお、会員に関する規定につきましては、添付の会員規約をご確認ください。

活動にご賛同いただきご協力いただける方は別紙入会申込書に必要事項を記入の上、郵送・FAX・メールでご返送くださいますようお願いいたします。また、入会金・年会費は事務局にお支払いいただくか下記銀行口座までお振込みください。

【静岡銀行 伊豆高原支店 普通口座 0235762 トクヒ)アンダーウオータースキルアップアカデミー】

(1) 正会員 入会金 5,000 円 年会費 5,000 円

同一事業所から 2 人以上が加入する場合には、2 人目以降の入会金は無料となります。

(2) 賛助会員 一口あたり 10,000 円(一口以上)／年

平成 28 年 4 月 8 日

認定 NPO 法人アンダーウオータースキルアップアカデミー
〒413-0231 静岡県伊東市富戸 842-229 (Keep Smiling 内)
TEL & FAX 0557-51-6888
e-mail info@npo-uwsua.org
URL www.npo-uwsua.org

認定 NPO 法人アンダーウオータースキルアップアカデミー入会申込書

記入日 年 月 日

会員種別	(正会員 ・ 賛助会員) どちらかに○印をつけてください。
------	---------------------------------

【個人会員用】

氏名		姓	名
	(フリガナ)		
	(漢字)		
住所	〒		
生年月日	年 月 日		
自宅電話番号			
自宅 FAX 番号			
携帯電話番号			
メールアドレス			
勤務先名			
勤務先電話番号			

特定非営利活動法人アンダーウオータースキルアップアカデミー 会員規約

この会員規約（以下「本規約」といいます）は、特定非営利活動法人アンダーウオータースキルアップアカデミー（以下「当法人」といいます）と当法人の会員（以下「会員」といいます）との関係に適用します。

第1条（会員規約の適用）

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。

第2条（会員規約の変更）

当法人は、円滑な運営を図る為に必要と判断される場合は、理事会の議決を経て本規約の変更をします。

第3条（会員の種別）

当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」といいます）の法上の社員となります。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同し、別に定められた入会金及び年会費を支払い、当法人に入会を認められた個人及び団体をいいます。

(2) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、事業を賛助するために別に定められた年会費を支払い、当法人に入会を認められた個人及び団体をいいます。

第4条（入会申込）

(1) 会員として入会しようとする方は、理事長が別に定める入会申込書に必要事項を記入して、当法人に提出することとします。

(2) 理事長は、入会申込を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人又は団体にその旨を通知します。

第5条（入会金及び会費）

会員は、次に示す入会金及び年会費を納入しなければなりません。

(1) 正会員 入会金 5,000円 年会費 5,000円

ただし、同一事業所から2人以上が加入する場合には、2人目以降の入会金は無料とします。

(2) 賛助会員 一口あたり10,000円（一口以上）/年

第6条（会員資格の有効期間）

会員資格の有効期間は、当法人の事業年度（12月1日～翌年11月30日）とします。

第7条（会員の資格の喪失）

当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員の会員資格は喪失されます。また、第三者への資格継承はできません。

(1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第8条（退会）

正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

第9条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、その会員を除名することがあります。

- (1) 法令及び当法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第10条（拠出金品の不返還）

既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還できません。

第11条（損害賠償）

- (1) 会員が、本規約及びその他当法人の諸規則に反し、当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を賠償することとします。
- (2) 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されることとします。

（附則）本規約は 平成 24 年 12 月 1 日より実施します。

（附則）本規約は 平成 28 年 2 月 9 日より実施します。

（附則）本規約は 平成 28 年 4 月 8 日より実施します。